

地方分権改革に関する提案募集方式の制度改善を求める提言

地方分権改革については、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る改革提案を地方公共団体等から募る「提案募集方式」が平成26年度に導入され、さらには全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等も対象とされるなど、個性を活かし自立した地方をつくるための取組は、地方の「発意」と「多様性」を重視した、新たなステージに入っている。

提案募集方式については、地方から広く提案を求め、地方の声を踏まえ地方分権改革を進めていく仕組みとして高く評価しているが、提案募集方式に係る事務によって、国、地方とも相当量の新たな事務負担が生じているにもかかわらず、平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」では、それに見合う十分な成果が得られていない事例も見受けられる。このようなことから、国においては提案内容だけでなく、一連の事務によって得られた地方の声や各種データを重く受け止め、今後の地方分権改革に積極的に活用すべきものとする。

また、提案募集方式では、各中核市及び各施行時特例市並びに両市長会においても各種の提案をしているが、実現に当たっては、全国的なニーズや連合組織による賛同が事実上必要とされるなど、提案募集方式の制度理念、とりわけ地方の「多様性」に適った運用が十分に担保されていない。このように、現行の提案募集方式には、地方側がより利用しやすくなるための改善すべき多くの課題がある。

そこで、提案募集方式が地方分権改革の推進に資する最良のツールとなるよう、国に対し下記のとおり提言する。

記

1 法令で提案募集方式を制度化すること。

事務処理特例制度が地方自治法に根拠を有し、制度上、法的な担保があるのに比し、現行の提案募集方式は、内閣府地方分権改革推進室が制定した要項のみを根拠としており、提案に対する対応方針の効力や制度の継続性の担保が十分とは言い難い。そこで、提案募集方式の安定性・継続性を確保する観点から、提案募集方式の理念、国・地方の責務、提案に係る手続や国の回答期限等について法令で制度化することを求める。

2 募集スケジュールについて、提案する側が十分な事前準備を行えるよう、募集及び応募状況に関する情報を早期に公表するとともに、提案募集の募集期間を長く設定すること。

3 提案対象を権限移譲と規制緩和に限定せず、税財源配分や税制改正に係る事項や地方から国へ又は市町村から都道府県への移譲を提案対象に追加すること。

現行の制度では、本府省の事務・権限や法定受託事務に関するものを対象とした提案が可能となっており、地方分権改革推進委員会による勧告方式より対象が広がったものの、提案募集方式の本旨である地方分権改革の推進を図るためには、関係する税財源もセットで議論し、かつ、提案できるよう、提案対象のさらなる拡大が不可欠である。

また、国から都道府県や市町村、都道府県から市町村への権限等の移譲だけでなく、広域的に対応すべきものについては地方から国へ又は市町村から都道府県への移譲を提案対象に加えることを求める。

4 各府省は、単に他地域でのニーズの有無や過去の検討・方針をもって結論付けるのではなく、提案を受けて改めてその是非について積極的に検討すること。

特に再提案については、新たな情勢変化等がない場合であっても、国の対応が不十分であることが明らかである場合には、関係府省との調整の対象とすること。

また、対応不可と回答する場合は、提案団体が納得できるような明確な理由をもって説明すること。

現行の制度では、限られた時間の中で国と提案団体との対話が十分でないまま、提案に対する採否の決定がなされており、その後、国の対応方針に対し提案団体が異議を唱え、再考を促すプロセスがない。このプロセスが追加されれば、地方の提案に対する意欲はより一層高まり、提案募集方式の実効性を高めることに資する。

各府省は、提案の検討に当たっては、他地域でのニーズの有無を偏重することなく、提案団体が訴えている支障事例や当該地域の実情を踏まえた必要性を十分に勘案することを強く求める。

5 内閣府は、国として手挙げ方式の意義を明確にし、各府省と認識を共有すること。また、仮に、事務処理特例制度による対応が可能であることをもって法令改正の提案を退ける場合には、全都道府県において、少なくとも当該権限等の移譲を希望する市町村との積極的な協議に応じることを担保するため、より実効性のある措置を講じること。

都道府県から市町村への権限移譲を求める提案に対し、事務処理特例制度による対応が可能であることをもって法令改正の提案を退けることは、提案募集要項上、国の権限か都道府県の権限かの区別なく、手挙げ方式による権限移譲の提案を認めていることとの整合性がとれていない。また、事務処理特例制度への対応の考え方については、各都道府県の捉え方に相当な温度差があることを認識した上で、慎重な検討を行うことを求める。

6 各府省は、対応方針において「引き続き検討」とされた提案については、国の責任において最終結論に至るまで議論を行うとともに、その途中経過も含めて進捗状況を随時情報発信すること。

また、内閣府は、提案の対応についての方針や個票を検索しやすくするなど、情報を整理し、提供するよう工夫すること。

平成27年11月6日

中核市市長会
全国施行時特例市市長会